平成29年3月21日

資料5-1

**熊本県医師修学資金貸与医師に係る専門研修プログラム従事期間**

**の取扱いについて**

１　「指定病院等医師業務」について

・　熊本県医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が、専門研修プログラムにより、条例第２条第２項に規定する「指定病院等」に勤務（研修）する場合は、条例第７条第１項第１号に規定する「指定病院等医師業務」に従事するものとして取り扱う。

　・　この場合、「指定病院等医師業務」への従事期間の算定方法については、月単位で管理し、「指定病院等」へ従事する月数を合計するものとする。なお、「指定病院等」への従事期間が１月に満たない月があるときは、当該月は「指定病院等医師業務」への従事期間に算入しない。

**【熊本県医師修学資金貸与条例　抜粋】**

（貸与を受ける者の選定）

第2条　知事は、次に掲げる要件の全てに該当する者の中から、修学資金の貸与を受ける者を選定する。

(2) 知事が指定する病院等(以下「指定病院等」という。)における医師の業務に従事しようとする者

（返還債務の当然免除）

第7条　知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部を免除するものとする。

(1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等における医師の業務(以下「指定病院等医師業務」という。)に継続して従事する場合において、当該臨床研修及び当該指定病院等医師業務への従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（大学に編入学若しくは転入学した後に被貸与者となった者又は大学に入学後1年を経過した後に被貸与者となった者にあっては、修学資金の貸与を受けた期間に3年を加えた期間）に達したとき。

２　「配置調整」について

・　貸与医師が専門研修プログラムにより、「指定病院等」に勤務する場合は、熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議における「配置調整」の対象外とする。

＜理由＞

①　専門研修プログラムの研修先は、個々のプログラムにおいて限定されており、また、一の年度内において複数の研修先をローテートするプログラムも存在することから、指定病院等や県の意向を反映することは難しく、配置調整に馴染まないため。

②　初期臨床研修後の約３年間は、専門医の資格取得期間として想定しており、義務内における専門医資格取得を支援する観点からも、専門研修プログラムへの従事期間は、特に貸与医師のキャリアビジョンを尊重することが望ましいため。

　③　貸与医師の勤務先については、「指定病院等」を３つのグループに分類し、ローテーションによる配置としていることから、指定病院等（グループ）間における貸与医師配置の機会の偏りにはつながらないため。

**【熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱　抜粋】**

（指定病院等の区分）

第３条　前条に規定する指定病院を次の区分により分類し、別表２のとおりとする。

（1）第１グループ　規則第９条に規定する臨床研修実施病院、熊本大学地域医療実践教育拠点のある病院及び専門医研修施設としての認定数が５以上ある専門医認定施設の病院

（2）第２グループ　「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」別表１及び別表２に掲げる病院（第１グループを除く。）

（3）第３グループ　前２号以外の病院等

（貸与医師の勤務のローテーション）

第４条　貸与医師の指定病院における勤務のローテーションは、前条に規定する区分ごと

に次の期間を基本とする。

（1）第１グループ　２年間以内

（2）第２グループ　２年間以上

（3）第３グループ　前２号を除く期間

２　前項第２号及び第３号については、県内の医師不足の状況や貸与医師の希望等を勘案

して、その順序を変更することができる。

３　前条第３号に規定する病院等のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を同条第

２号に規定する病院で勤務したものとみなす。

（配置調整における基本方針）

第５条 貸与医師が条例第７条に規定する返還債務の免除に該当する期間（以下「義務期間」という。）に勤務する指定病院については、熊本県地域医療支援機構に設置する熊本県医師修学資金貸与医師キャリア支援調整会議（以下「調整会議」という。）において、貸与医師本人の意向を踏まえ、前条及び次の基本方針に基づきその配置を調整（以下「配置調整」という。）する。

（1）県内の医師不足地域における医師確保につながるよう配置する。

（2）貸与医師が義務期間内に専門医の資格が取得できるよう配慮する。

（3）貸与医師が義務期間において円滑に医師の業務に従事できるよう配慮する。